

高齢者虐待防止のための指針

結城市東部地域包括支援センターたけだ

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は、高齢者の尊厳の保持や、高齢者的人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

- ① 暴力的行為で、痛みを与えること、身体にあざや外傷を与える行為。
- ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。
- ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えること、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。
- ④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

- ① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
- ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。
- ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等により、精神的苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

(5) 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待防止に係る組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」）の発生の防止等に取り組むにあたり、虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための

担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を積雪に実施する事を目的とする。

(2) 虐待防止検討委員会の開催

委員会は、年1回以上開催する。虐待事案発生時等、必要な時は、隨時委員会を開催する。

(3) 虐待防止委員会の検討事項

- ① 虐待防止検討委員会、その他事業所内の組織に関すること。
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④ 虐待の予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
- ⑤ 虐待等について、職員が相談・報告および適切に対応できる体制整備に関すること。
- ⑥ 職員が虐待等を把握した場合に、市への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑦ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること。

(4) 虐待防止委員会の構成委員

- ① 委員は、地域包括支援センター職員で構成する。
- ② 委員会の委員長は管理者が務める。
- ③ 虐待対応担当者は社会福祉士が務める。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施する。また、研修参加者は包括職員に限定せず、市内の介護保険サービス事業所における虐待対応担当者も参加可能とする。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料・実施報告書・出席者等を記録し、保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに事業所内で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者の居宅に置いて虐待等が疑われる場合は、速やかに事業所内で共有し、解決に努める。
- (2) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、

職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

- (3) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。
- (4) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (5) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」「茨城県高齢者虐待対応マニュアル（茨城県）」に沿って対応する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等を情報提供し、必要に応じて相談対応を行う。または、必要に応じて市の関係窓口や社会福祉協議会を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。